平成３０年（フ）第１５５号
神戸市北区淡河町南僧尾1493番地
債務者　辻野　　猛
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八隅美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６１号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目15番28号
債務者　駒走　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１２号
茨城県神栖市矢田部4089番地17
債務者　長島　祥代（旧姓淡路）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷本　雅晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第９８号
京都市上京区大宮通寺之内上ル２丁目仲之町503、住民票上の住所京都市上京区大宮通寺之内上る３丁目北仲之町509番地
債務者　瀧野　博之
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠中　晴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７２号
宮崎市本郷１丁目12番５号
債務者　東丸　育美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崎田　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４９号
沖縄県那覇市銘苅３丁目16番10号　はごろもハイツ405
債務者　山内　雅史
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１７５号
堺市堺区新在家町東２丁２番27号　ヴィラ新在家102号
債務者　柳垣　克彦
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
広島県呉市川尻町西１丁目24番40号
債務者　松林　順治
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第１８９号
名古屋市港区春田野２丁目2301番地　セントラルハイツ　101号
債務者　Ｌｏｃａｓ　ＤＮ　中村こと　中村　大作
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８１４号
大阪府豊中市桜の町１丁目１番４号
債務者　谷原　祥之
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西原　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８号
島根県大田市久手町刺鹿2324番１、住民票上の住所島根県出雲市大津町1447番地
債務者　藤原　伸彦
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第２２号
茨城県鉾田市滝浜338番地５
債務者　大川　勝良
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙倉　久宗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第３９３号
横浜市戸塚区平戸３丁目22番25号
債務者　望月　正喜
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高世　和洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８４号
愛知県碧南市吹上町３丁目21番地８
債務者　居酒屋倶楽部常滑本店こと　鈴木英五郎
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松橋　昭範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２３１号
札幌市清田区平岡１条１丁目７番８－902号
債務者　後藤　英樹
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３号
宮城県石巻市須江字しらさぎ台１丁目３番地17、前住所静岡県焼津市東小川８丁目３番地の11　セントポーリア102号室
債務者　阿部　美紀
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　瞳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係